

令和6年度 第3回徳島県最低賃金専門部会議事録

1 開催日時等

日時 令和6年8月9日(金)午後3時00分～午後4時10分
場所 徳島地方合同庁舎6会議室

2 出席者

(公益委員) 段野委員 米澤委員
(公益オブザーバー委員) 端村委員 撫養委員
(労側委員) 賀川委員 川口委員 南 委員
(使側委員) 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議題

(1) 徳島県最低賃金額改正の審議

4 議事

部会長

ただいまより、令和6年度第3回徳島県最低賃金専門部会を開催します。
事務局は、委員の出席状況等を報告してください。

事務局(室長)

本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の6名以上、又は各側委員の1名以上の出席により成立することとなっております。

本日は、8名の委員と2名の公益オブザーバーが出席しておりますので、本専門部会が成立していることを報告します。

部会長

それでは徳島県最低賃金改正の審議を、さらに進めてまいりますので、よろしくお願ひします。
事務局は、他県の状況等について説明をお願いします。

事務局(室長)

現在、20の都道府県で50円の引上げという結果が出ております。それ以外について説明します。

秋田54円、福島55円、茨城52円、新潟54円、石川51円、岐阜51円、兵庫51円、和歌山51円、山口51円、香川52円、福岡51円、熊本54円、鹿児島56円となっております。

次に、資料1「主要統計資料」の追補版についてです。

第2回本審でお配りした同名の資料の「3(1)県民所得・県民雇用者報酬」に関し、■■■■委員から、企業所得との比較に関する資料も加えてほしいとの依頼がありました。

これを受けて「3(2)県民所得・企業所得」と「3(3)企業所得・雇用者報酬」の資料を加えています。

具体的には、16ページ県民所得に対する企業所得の割合は、全国3位となっております。

また、17ページ企業所得と雇用者報酬の合計、これは県民所得から財産所得を減じたものと同額になりますが、その額に対する雇用者報酬の割合は、全国45位となっております。

次に、資料2「ほくとしんきん中小企業景況レポート」と資料3「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」についてです。

第2回本審において委員から、京都府または兵庫県において、都市部と郡部の企業における景況感の資料がないかのご質問がありました。

これを受けて、事務局にて京都労働局・兵庫労働局に問合せしましたところ、京都労働局よりこの資料の提供があったものです。

本件資料は、京都地方最低賃金審議会の審議においても参考とされています。

なお、兵庫労働局にはお求めのような資料はございませんでした。

まず、19ページからが資料2「ほくとしんきん中小企業景況レポート」になります。

20ページをご覧ください。上段の表の1行目、全地区（京都府北部）の業況判断D.I.の推移を示していますが、最低賃金改正前の令和5年6月の数値はマイナス27.2となっているのに対し、改正後の令和6年6月の数値はマイナス25.5と、改善が見られます。

これに対し、同表の下から2行目、京滋地区の日銀短観では、令和5年6月の数値は9.0、令和6年6月の数値も9.0と横ばいとなっています。

また、資料3、37ページ「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」では、令和6年4月の京都労働局全体における常用労働者、常用的パート労働者「求人募集賃金」の「上限平均」と「下限平均」、求職者希望賃金が記載されています。

以降は、同様の項目について、38ページにハローワーク南部5所、39ページにハローワーク北部3所のデータが示されています。

また、41ページからの資料も先ほど説明した資料と同じ題名になっていますが、こちらは令和5年4月分のデータとなっています。

こちらも同様に、京都労働局全体、ハローワーク南部5所、ハローワーク北部3所についてのデータを示されています。

また、資料4、45ページからは「徳島経済レポート」の最新版を入れております。

「回復のペースが鈍化しつつある」と前月の判断を据え置いた景況判断となっております。

続きまして、資料5、57ページからになります。

徳島地方最低賃金審議会会長あてに、新たに複数の要請がありましたので、その要請文を入れております。

57ページは、徳島県後藤田知事よりの再要請です。

四角の囲み部分について説明します。

今年度の最低賃金改定の審議は、今後の人材確保に大きな影響を与えることを十分考慮した議論を行うこと

パートタイム労働者の求人募集における平均時給と最低賃金には約150円の差があることを踏まえた議論を行うこと

改定後の最低賃金については、1,050円程度を目指すこととの要請がありました。

59ページは、徳島県議会の有志議員からの要請書です。

目安額を上回る積極的な最低賃金の引上げについての要請となっております。

61 ページは、徳島県市長会 遠藤会長からの要請書です。

他県の動きを注視しつつ、目安額を上回る積極的な引上げについての要請となっております。

なお、昨日 8 月 8 日にこれらの要請があった際に、後藤田知事から、「審議会の委員の皆様には野心的なご決定をいただければ、この 9 月議会において、経済対策等、事業者にも配慮した施策を議会の皆様と議論しながら予算を考えていきたい」旨御発言がありました。

資料の説明は以上です。

部会長

事務局からの説明につきまして、皆さまからご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

委員（使側）

先ほどの、私が前回申し上げたところの県民所得のところなんですけど、1 つ教えてください。

この 15 ページの県民所得・県民雇用者報酬ですが、これは雇用者報酬だけを抜き出しているのでしょうか。それとも県民所得の全部、3 つまとめた県民所得と県民雇用者報酬を足していったものですか。それともその中の部分をおっしゃってるんですか。

事務局（部長）

県民所得は、県民雇用者報酬と企業所得と財産所得、その 3 つの合計です。15 ページは 3 つのうちの雇用者報酬となります。

委員（使側）

16 ページは県民所得のうちの企業所得だけ抜き出したものですか。

事務局（部長）

そうです。

委員（使側）

17 ページはどうなりますか。

事務局（部長）

17 ページは、県民所得である県民雇用者報酬と企業所得と財産所得の 3 つから財産所得を抜いた、企業所得と雇用者報酬の合計になるので、それと比較したものということです。

委員（使側）

分かりました。

部会長

他の委員の方、よろしいでしょうか。

（意見なし）

部会長

それでは金額審議に入ります。

本日も先日の専門部会と同様、個別協議を繰り返して審議を進めてまいりたいと思います。

まず、前回までの議論について確認させていただきます。

労側は、1,060円ということでした。現在の最低賃金額にプラス164円ということによろしいでしょうか。

使側は、922円、現在の最低賃金額にプラス26円という金額で終わってございましたけれども、よろしかったでしょうか。

■ 委員（労側）

変更ありません。

■ 委員（使側）

変更ありません。

部会長

先ほど、事務局から全国の状況及び追加資料の説明がありましたが、これに加えて、情報がある方はいませんか。

（なし）

部会長

それでは、まず、公労から協議を行いたいと思いますが、開始してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、使側の委員は5階控室に移動をお願いします。

（公労二者協議）

（公使二者協議）

部会長

お待たせいたしました。

使側の委員の皆様からは、前回のプラス26円からプラス50円、目安どおりということで、相当に歩み寄っていただいたということで、いろいろと事務局からの資料、特に雇用者報酬の状況や皆様の意見を伺って、大分歩み寄ったということでした。

今回、使側は労側の皆様と話し合いをさせていただきたいということなんですけれども、よろしいですか。

（了承）

部会長

ありがとうございます。

では、私ども公益と事務局は移動させていただいてよろしいでしょうか。

(公益、事務局退出)

(労使二者協議)

部会長

それでは、審議を再開させていただきます。

労使の皆様、金額のほうは近づきましたでしょうか。現在の状況についてご説明お願いいたします。

■委員（労側）

近づいてないです。

部会長

現状としましては、そのままの金額でしょうか。

■委員（労側）

いろいろ話しましたが、そのままでした。いろんな考え方もあろうかと思うんですけど、現段階で公益委員の思い、方向性を聞いたら、という話で終わりました。

部会長

そうですね。まだ公益委員の方では意見が統一されておりません。それぞれの思いがあると思いますので。では、現状のままでよろしいでしょうか。

■委員（使側）

労使で話をした中で、公益委員はどれぐらいの引上げを考えているのか聞きたいという話になりました。あまりにも労使の主張に差が開き過ぎていきますので。

部会長

そうですね。

■委員（使側）

我々が出した50円は5.58%の引上げ率となります。根拠のある審議を考えていますが、前回お伝えした第4表の2.9%より超えているし、消費者物価指数でいえばBランクは3.2%、徳島市は3.5%、また連合の徳島の春闘も4.32%です。これらの数値を優に超えている50円の5.58%なんです。ですので、使用者側の最賃を上げることに對しての前向きな姿勢は、こうした数字を十分優に超えているというところで十分表明出来ていると思ってます。

方向・目標は皆さんと共有しているので、そこにどれだけのスピードで走るかという話です。

これを時速50キロで走るのか、100キロで行くのか、間の75キロなのか、上げ幅とスピードをどうするのか、その議論でしかないと思っています。

私たちは前向きな姿勢を十分表明していると思っているので、公益委員のご意見も聞けたらと思っています。

部会長

労使双方ともに上げられるものなら上げてあげたいというのが本音のところかと思えますけれども、その段階については、なかなか下請、孫請といったところも鑑みなければいけないところもありますし、そのスピードについても皆さんで十分審議をしなければいけないところかなとは思えます。

他県の状況が、今、開いているところですが、まだ愛媛とか高知といったところも開いておりませんので、またそういったところも鑑みながら、徳島県の状況も踏まえて進めていかなければいけないかなとは思っております。

知事の意見も踏まえまして、いろいろと皆さんも審議いただいているとは思いますが、徳島県の最低賃金審議会がイニシアチブを持って審議できればかなと思っております。

では、本日は結論がまとまりませんでしたので、再度審議を行う日を設けたいと思います。専門部会を設けることは可能でしょうか、事務局はどうでしょうか、よろしく願いいたします。

事務局（室長）

専門部会の委員の皆様がお集まりになれる日ですと、特定最低賃金について審議する合同専門部会の本審を開催する8月21日があります。8月21日は、午後1時半から合同専門部会、これを開催して、その後、4時から本審ということの予定になっています。例年、合同専門部会は1時間程度で終わっていますので、特定最低賃金の合同専門部会と本審の間、午後3時から午後4時に専門部会を開催することは可能かと思われまます。

部会長

それでは、委員の皆様、よろしければ次回の専門部会を8月21日の午後3時から開催することとしまして、引き続き金額審議を行うこととしたいと思えますけれども、そちらでよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

ありがとうございます。

再度、事務局は8月21日の審議について説明をお願いいたします。

事務局（室長）

8月21日は、午後1時半から開催される特定最低賃金の合同専門部会の終了後、午後3時から徳島県最低賃金専門部会を開催し、金額審議を行います。場所は本日と同じ、徳島地方合同庁舎6階会議室になります。日程、場所については改めてメールでお知らせいたします。

部会長

この後、第3回本審におきまして、当専門部会での結果について報告したいと思います。
専門部会はこれで終了いたします。皆様、ありがとうございました。

(閉会)